

【事例4】相続時精算課税を適用する場合

私は、祖母から宅地（自用地、路線価地域）と上場株式 5,000 株の贈与を受けました。
 令和3年1月1日において、祖母は60歳以上、孫である私は20歳以上ですので、相続時精算課税^(注)を選択して申告します。
 (注) 制度の概要については、4ページを参照してください。

○ 国税庁ホームページを利用する場合

※ 手書きで作成する場合は、38ページへ

※ 特定贈与者（財産をあげた方）等の入力 画面へのアクセス方法については15～17ページを参照してください。

1 特定贈与者（財産をあげた方）等の入力 画面で、
 特定贈与者の氏名、住所、生年月日などを入力します。

事例4

特定贈与者（財産をあげた方）の氏名（フリガナ・漢字）、住所、生年月日及び続柄を入力（選択）するとともに、(6)及び(7)の質問事項について「はい」又は「いいえ」を選択してください。
 選択した内容に基づき、特定贈与者が申告される方（財産を取得した方）の直系尊属であるか判定します。

年の途中で(1)の特定贈与者の推定相続人又は孫となった方は、養子縁組などの「推定相続人又は孫となった理由」及び「推定相続人又は孫となった年月日」を入力してください。

過去に(1)の特定贈与者からの贈与について、相続時精算課税の適用を受けたことがある方は、その過去に特定贈与者から贈与を受けた財産（相続時精算課税の適用を受けた財産に限ります。）の申告状況について入力してください。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

参考

推定相続人とは、相続が開始した場合に、第一順位で相続人となるべき者をいいます。
 例えば、配偶者と子と孫がいる場合には、配偶者と子が推定相続人となります（贈与税の相続時精算課税制度では、贈与を受けた年の1月1日現在で20歳以上の直系卑属である推定相続人又は孫が対象となりますので、この場合には子と孫について適用を受けることができます。）。

② 相続時精算課税適用財産の入力 画面で、

贈与により取得した財産の種類や金額などを入力します。

相続時精算課税適用財産の入力 当画面の入力例

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

[1/30件目を入力中]

1 贈与を受けた財産について入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日
【必須】 [令和] [3] 年 [7] 月 [3] 日

(2) 贈与を受けた財産の種類
【必須】 種類 [土地(路線価地域)]

(3) 贈与を受けた財産の細目
【必須】 細目 [宅地]

(4) 贈与を受けた財産の利用区分又は銘柄・名称等
【必須】 利用区分 [自用地区域]
銘柄・名称等 [金融機関(〇〇〇〇)目次番]

(5) 財産の所在地
【必須】 [〇〇〇〇市〇〇〇〇丁目〇番]

2 不動産、株式等の贈与を受けた場合には次の項目を入力してください。

財産の評価方法はこちら

計算ボタンをクリックすると、3の【財産の価額】に反映されます。

財産の数量(m²、株数等)
※ 各区分の数量と持分割合を入力して計算することもできます。 ⑤ [10桁以内] 9950 (m²、株数等)

持分割合
※ 持分割合を入力して計算します。○はい ●いいえ ⑥ [各桁以内] /

財産の単価
(路線価方式の土地の1㎡当たり、株式の1株当たり) ⑦ [10桁以内] 300000 円 計算

固定資産税評価額

※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の価額の場合に入力してください。
※ 各区分の数量と持分割合を入力して計算することもできます。

持分割合
※ 持分割合を入力して計算します。○はい ●いいえ

固定資産税評価額に掛ける倍数
※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の価額の場合に入力してください。

[10桁以内] 円 計算

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

財産の価額 ⑧ [10桁以内] 25,950,000 円

※ 特定贈与者の情報を変更せず、財産を追加する場合は「財産の追加」ボタンをクリックしてください。

財産の追加

贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の①種類、②細目、③利用区分又は銘柄・名称等、④所在地を選択(入力)してください。

この事例では、贈与を受けた財産は宅地と上場株式ですので、最初に宅地に関する情報を入力します。①種類については「土地(路線価地域)」、②細目については「宅地」、③利用区分又は銘柄・名称等については「自用地区域」を選択し、④所在地を入力します。

贈与を受けた財産の⑤数量、⑥持分割合(持分がある場合)、⑦単価を入力してください。

入力後 **計算** ボタンをクリックすると、⑧「財産の価額」欄に自動的に計算結果が表示されます。

この事例では、最初に宅地に関する情報を入力します。⑤財産の数量については宅地の面積を、⑦財産の単価については路線価方式の土地の1㎡当たりの単価(注)を入力します。

(注) 原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率で補正した後の価額となります。贈与財産の評価については12ページを参照してください。

参考

「(2) 贈与を受けた財産の種類」について「土地(倍率地域)」を選択した場合は、「固定資産税評価額」欄に土地の固定資産税評価額を入力します。「持分割合」欄は持分がある場合に「はい」を選択後、持分割合を入力します。「固定資産税評価額に掛ける倍数」欄には固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を入力します。

入力が終わったら、**入力終了(次へ)>** をクリックしてください。

同じ贈与者から他にも財産の贈与を受けている場合には、**財産の追加** をクリックし、同様の操作により贈与を受けた財産の入力を行ってください。

この事例では、宅地に関する情報を全て入力し、**財産の追加** をクリックした後、上場株式に関する情報を入力します。①種類については「有価証券」、②細目については「上場株式等」を選択し、③利用区分又は銘柄・名称等については上場株式の銘柄、④所在地については金融機関の名称・支店名、⑤財産の数量については株数、⑦財産の単価については株式の一株当たりの単価を入力します。

③ 取得財産の入力（相続時精算課税）画面で、入力内容を確認します。

取得財産の入力(相続時精算課税)

特定贈与者名: 乙沢 陽子

入力内容を確認してください。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

特別控除額を控除する財産の入力結果表

取得した財産の明細 種類 科目 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
土地 宅地 百用地	令和3年7月3日	25,950,000円	修正	削除
有価証券 上場株式等 〇〇株式会社	令和3年10月16日	1,450,000円	修正	削除

相続時精算課税の適用を受ける財産を追加する

< 戻る

入力終了(次へ)>

①及び②の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。
なお、「修正」又は「削除」をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

同じ特定贈与者から他の財産の贈与を受けている場合には、「相続時精算課税の適用を受ける財産を追加する」をクリックすることにより、②の画面が表示されますので、同様に入力してください。

確認が終わったら、「入力終了(次へ)>」をクリックしてください。

事例4

④ 取得財産の入力画面で、その他の財産がある場合は追加で入力します。

取得財産の入力

入力内容を確認してください。
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産の入力結果表

No.	特定贈与者	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	乙沢 陽子	令和3年7月3日 令和3年10月16日	土地 有価証券	25,950,000円 1,450,000円	修正	削除

特定贈与者を追加する

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

一般の贈与 (基礎控除額 110万円)

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産

配偶者控除の適用を受ける財産 (配偶者控除額 最高2,000万円)

入力終了(次へ)>

他の特定贈与者から贈与により財産を取得している場合には、「特定贈与者を追加する」をクリックすることにより、①の画面が表示されますので、同様に入力してください。

一般の贈与（暦年課税）の財産を入力する場合には、「一般の贈与（基礎控除額 110万円）」をクリックします。

住宅取得等資金の非課税（61ページ参照）の適用を受ける金額を入力する場合には、「住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産」をクリックします。

贈与税の配偶者控除の特例（61ページ参照）の適用を受ける財産を入力する場合には、「配偶者控除の適用を受ける財産（配偶者控除額 最高2,000万円）」をクリックします。

なお、不動産番号を入力して登記事項証明書の添付を省略する場合には、併せてチェックボックスをチェックします。

全ての財産の入力が終わったら、「入力終了(次へ)>」をクリックしてください。

5 贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。
 暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。
 なお、相続時精算課税分に係る外国税額の控除額のある方は、「相続時精算課税の計算結果を見る」ボタンから入力してください。

取得した財産の明細 種類 / 科目 / 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額
円	
円	
特別贈与財産の価額の合計額	(1) 円
円	
円	
一般贈与財産の価額の合計額	(2) 円
配偶者控除額	(3) 円
暦年課税分の課税価格の合計額	(4) 円
基礎控除額	(5) 円
(5)の控除後の課税価格	(6) 円
(6)に対する税額	(7) 円
外国税額の控除額 <input type="button" value="控除額の入力"/>	(8) 円
医療法人持分税額控除額 <input type="button" value="控除額の入力"/>	(9) 円
差引税額	(10) 円
相続時精算課税分	
相続時精算課税分の課税価格の合計額	(11) 27,400,000円
相続時精算課税分の差引税額の合計額	(12) 480,000円

※ 相続時精算課税分に係る外国税額の控除額のある方は、上のボタンから入力してください。

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特別株式等の納税猶予、医療法人持分納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「猶予税額の入力」ボタンをクリックし、納税猶予税額を入力してください。

課税価格の合計額	(13) 27,400,000円
差引税額の合計額	(14) 480,000円
農地等納税猶予税額 <input type="button" value="猶予税額の入力"/>	(15) 円
株式等納税猶予税額 <input type="button" value="猶予税額の入力"/>	(16) 円
特別株式等納税猶予税額 <input type="button" value="猶予税額の入力"/>	(17) 円
医療法人持分納税猶予税額 <input type="button" value="猶予税額の入力"/>	(18) 円
事業用資産納税猶予税額 <input type="button" value="猶予税額の入力"/>	(19) 円
申告期限までに納付すべき税額	(20) 480,000円

あなたが令和4年3月15日(火)までに納付すべき令和3年分の贈与税額は
480,000円です。

贈与を受けた財産について入力した内容に基づく金額が表示されますので確認してください。

をクリックすると、相続時精算課税の計算明細書を確認することができます。
 相続時精算課税分に係る外国税額の控除額を入力される方についても、 をクリックしてください。

確認が終わったら、 をクリックしてください。

ご注意ください
 贈与税額が0円であっても、
相続時精算課税の適用を受ける場合には、
 期限内申告が必要です。

事例 4

6 住所・氏名等の入力 画面で、
 住所・氏名・マイナンバー（個人番号）などを入力します。
 (27ページ参照)

Ⅱ 画面の案内に従って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。

- 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」（73ページ参照）の提出が必要となります。

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（62ページ参照）の適用を受けない場合には□にレ印を記入する必要はありません。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

事例 4

令和 03 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

FD 4 7 3 6

提出用		受贈者の氏名 乙沢 花子	
次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。 (単位：円)			
相 続 時 精 算	特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>フリガナの濁点(・)や半濁点(・)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。</small>	種類 細目 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額
	住所 豊島区〇〇△丁目△番△号	土地 宅地 自用 地	数量 単価 固定資産税 評価額 倍数
	〇ツサドワヨウコ	板橋区〇〇△丁目×番	令和03年07月03日 25950000
	氏名 乙沢 陽子	有価証券 上場株式等 〇〇株式会社	令和03年10月16日 1450000
続柄 4 ← 父[1]、母[2]、祖父[3] 祖母[4]、[1]~[4]以外[5]	千代田区〇〇町×丁目×番×号 △△証券△△支店	5,000株 290	令和 年 月 日
生年月日 3 12.01.10 ← 明治[1]、大正[2]、昭和[3]、平成[4]			
課 税 分	財産の価額の合計額（課税価格）	23	27400000
	特別控除額の計算	24	0
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	25	25000000
	特別控除額の残額（2,500万円-24）	26	25000000
	特別控除額（23の金額と25の金額のいずれか低い金額）	27	0
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-24-26）	28	24000000
税額の計算	29	4800000	
28の控除後の課税価格（23-26）【1,000円未満切捨て】	30	0	
29に対する税額（28×20%）	31	4800000	
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）			
差引税額（29-30）			
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名 署	控除を受けた年分 平成 年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）

第二表（令和3年分以降降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

↑... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	届出番号
	財産細目コード	確認	

* 欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (令3.10)

相続時精算課税選択届出書

(令和2年分以降用)

令和 4 年 2 月 24 日

板橋 税務署長

受贈者	住所 又は 居所	〒xxxx-xxxx 電話(xxx - xxx - xxxx) 板橋区〇〇△丁目×番×号
	フリガナ	オツザワ ハナコ
	氏名 (生年月日)	乙沢 花子 (大・昭・平 60 年 8 月 28 日)
	特定贈与者との続柄	孫

私は、下記の特定贈与者から令和 3 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	豊島区〇〇△丁目△番△号
フリガナ	オツザワ ヨウコ
氏名	乙沢 陽子
生年月日	明・大・昭・平 12 年 1 月 10 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の書類が必要となります。
なお、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- (1) 受贈者の氏名、生年月日
- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(※) 1 租税特別措置法第70条の6の8((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 租税特別措置法第70条の7の5((非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例))の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士		電話番号	
-------	--	------	--

※	税務署整理欄	届出番号	—	名簿						確認
---	--------	------	---	----	--	--	--	--	--	----

※欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(令3.3)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

令和3年中に特定贈与者(6ページの3(注2)参照)の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

Q & A 相続時精算課税選択届出書は贈与者ごとに作成する必要がありますか。

問: 私は祖父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、祖父と母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答: 祖父と母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与をした人ごとに作成しなければなりません。

令和3年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、令和3年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者は、昭和36年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成13年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ

(注) 1 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和36年1月3日以後に生まれた人の場合には、「令和3年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート」(57ページ又は59ページ参照)を使用してください。

2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(67ページ参照)又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(69ページ参照)の適用を受ける場合は、3の要件を満たさない場合であっても相続時精算課税の適用を受けることができます。「『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例』のチェックシート」又は「『個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除』のチェックシート」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載)を併せて使用してください。

相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税(62ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。)の適用を新たに受ける場合(5ページの(ロ)の(注2)参照)には、相続時精算課税選択届出書に次の書類(贈与を受けた日以後に作成されたものに限り)を添付して提出しなければなりません。

添付書類

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- (1) 受贈者の氏名、生年月日
- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(注)1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(69ページ参照)の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(67ページ参照)の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

Q & A 不動産取得税はかかりますか。

問： 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税(地方税)はかかるのでしょうか。

答： 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税(地方税)はかかります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。